

第2編 基本構想

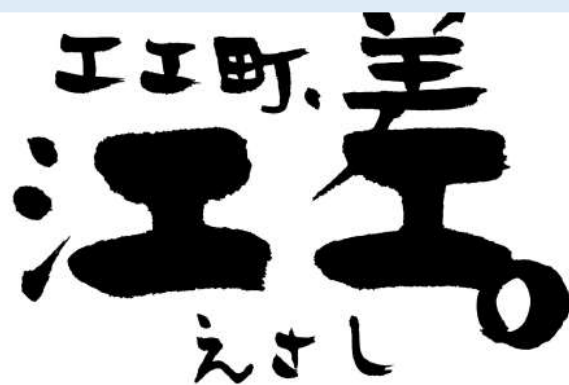
第1章 まちづくりの目標

1. 目指すまちの姿

まちづくりの目標は、本計画の最終年度である令和11年度(2029)に向けた当町の「目指すまちの姿」を示すもので、本計画に掲げる全ての施策の共通目標になります。

当町は、いにしえより連綿と続いてきた地域であり、日本遺産にも認定された「歴史」、かもめ島を象徴とする「自然」、長い年月に育まれ、脈々と受け継がれてきたお祭りなどの「文化」という誇るべき特性を有しています。これらの特性を活かし、町民が主体となって、さらなるまちの発展を目指すため、当町のまちづくりの目標を次のように定めます。

**誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、
みんなでつくる自分たちごとのまちづくり
工工町、江差**



私たちは、この地に残された遺産を誇り、守りながらも、従来の考え方や手法にとらわれることなく、新たな時代に適したまちづくりに取り組みます。

2. まちづくりの基本目標

目指すべきまちの姿を実現するために、次の4つの基本目標を掲げます。

（１）経済基盤を持続させる産業の振興

この地に根づいてきた産業を持続しつつ、観光を基軸とした交流人口や関係人口の拡大によって一次産業の振興を図り就業や雇用の機会を確保し、歴史・文化、自然などの地域資源の積極的な活用により地域外の経済の取り込みを図るなど、活力とにぎわいのあるまちを形成します。



（２）あたたかなつながりのある地域・ひとづくり

少子高齢化が進展する中で、誰もが住み慣れた地域で生涯を通じて、自分らしくいきいきと暮らしていけるように、住民がお互いに支え合う地域共生のまちを形成します。また、新たな時代を生き抜く人材を育成するとともに、ふるさとへの愛着を醸成し、たとえ町外に住むことになってもまちを思い支えるひとづくりを行います。



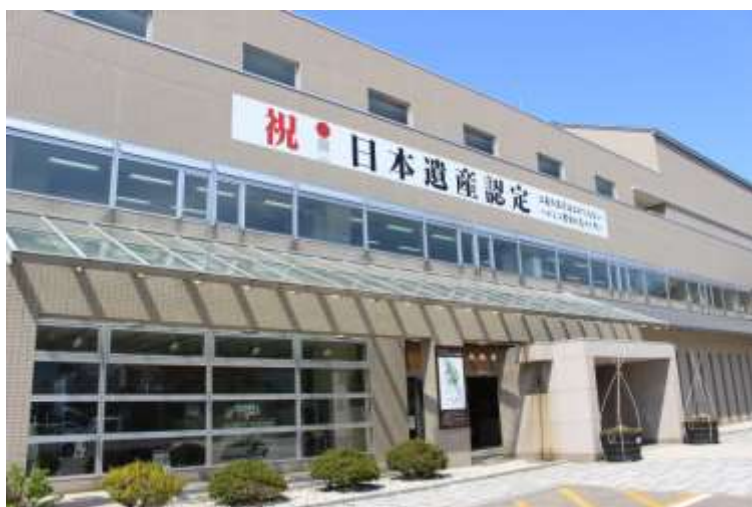
（３）住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり

住宅や道路、公共施設の維持・整備や、防災・防犯対策の強化、自然環境の保全など時代や社会環境の変化に的確に対応しながら、誰もが安全・安心に快適な暮らしを営むことができ、住み続けたいと思えるような、生活環境の整備されたまちを形成します。特に、防災体制を高めるため災害時には自助・互助・公助のそれぞれが効果的に進むよう、町民・地域・町の適切な役割分担による協働として着実に取り組みます。



（４）住民とともにあり続ける行政運営

持続的な地域を形成していくためには、行政運営が計画的で戦略的でなければなりません。人口減少やそれに伴う税収減少により限定されていく地域資源（人材、財源等）を、必要かつ効果的な施策へ集中的に投入しなければならない中、住民参加や公民連携の視点は不可欠です。住民とともにあり、ともに取り組み、持続的に地域を運営していくための、協働・共創のまちづくりに取り組みます。



第2章 人口ビジョン

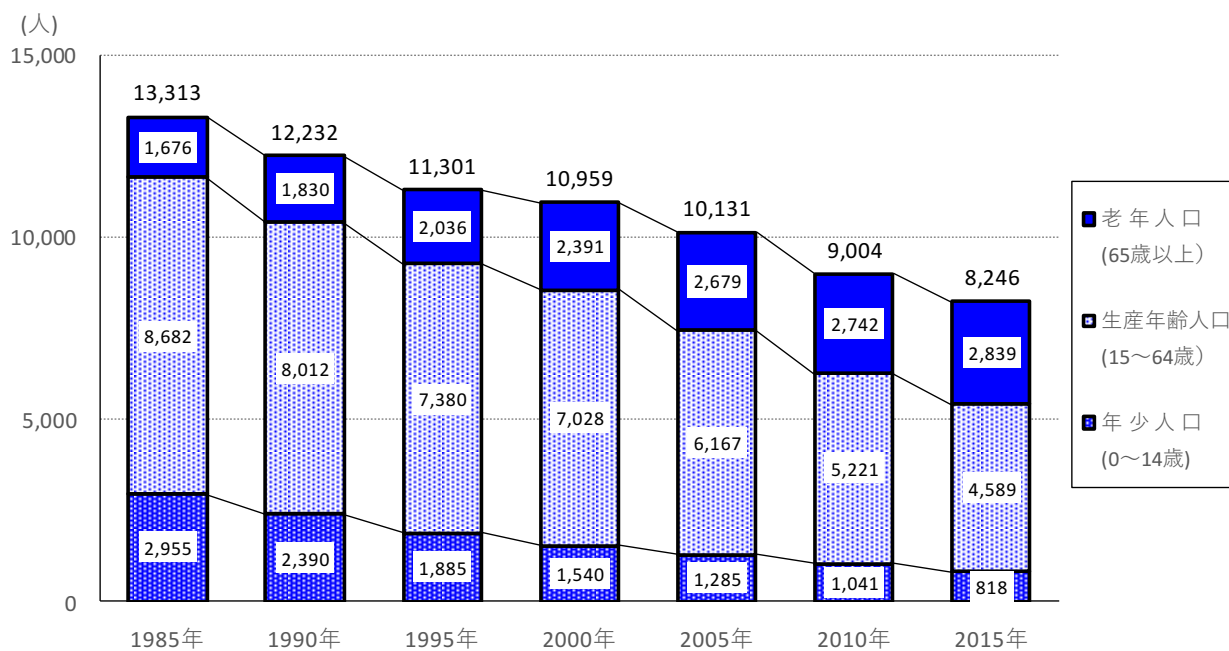
1. 基礎データ

(1) 年齢3区分別人口

当町の人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。平成22年(2010年)には高齢化率は30%を超えています。

総人口・年齢3区分別人口の推移

(年度)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
年少人口	2,955	2,390	1,885	1,540	1,285	1,041	818
生産年齢人口	8,682	8,012	7,380	7,028	6,167	5,221	4,589
老年人口	1,676	1,830	2,036	2,391	2,679	2,742	2,839
総人口	13,313	12,232	11,301	10,959	10,131	9,004	8,246
高齢化率	12.6	15.0	18.0	21.8	26.4	30.5	34.4



資料:国勢調査

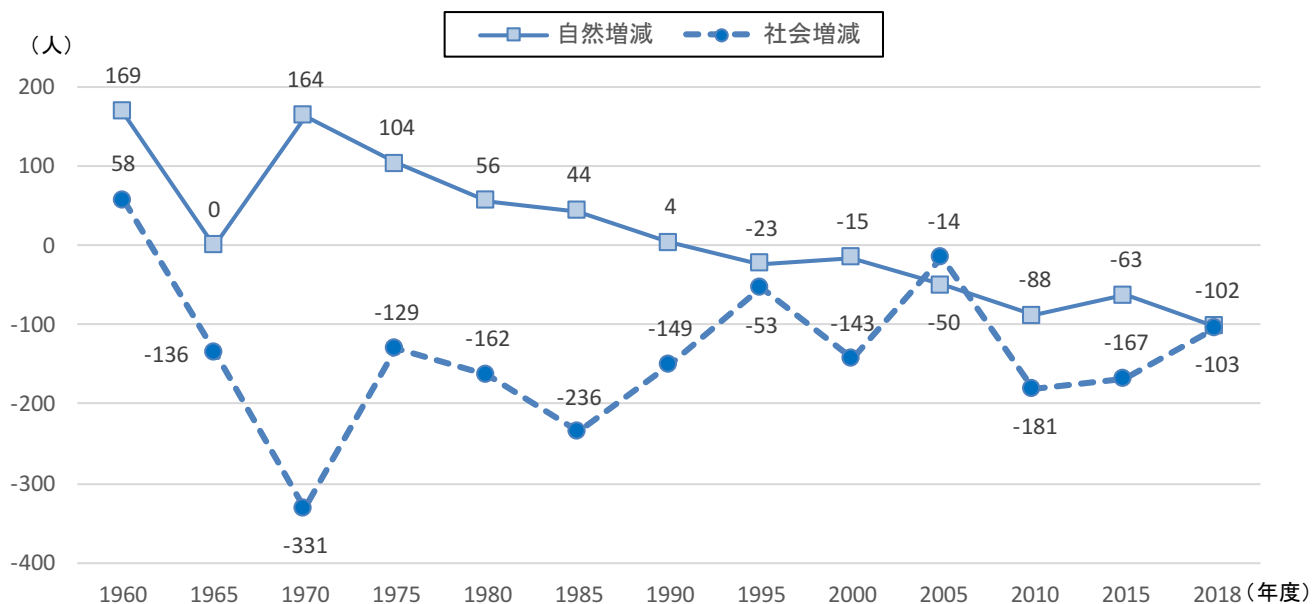
(2) 自然増減・社会増減

自然増減(出生数と死亡数の差)は、平成 7 年(1995)ごろからそれまでの自然増から自然減となり、社会増減は、昭和 40 年(1965)以来社会減が継続しています。

当町は長期的な人口減少傾向にあり、第 1 期人口ビジョン策定時と傾向に変化はありません。

自然増減・社会増減の推移

(年度)	1960 (S35)	1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2018 (H30)
自然増減	169	0	164	104	56	44	4	-23	-15	-50	-88	-63	-102
社会増減	58	-136	-331	-129	-162	-236	-149	-53	-143	-14	-181	-167	-103
人口増減	227	-136	-167	-25	-106	-192	-145	-76	-158	-64	-269	-230	-205



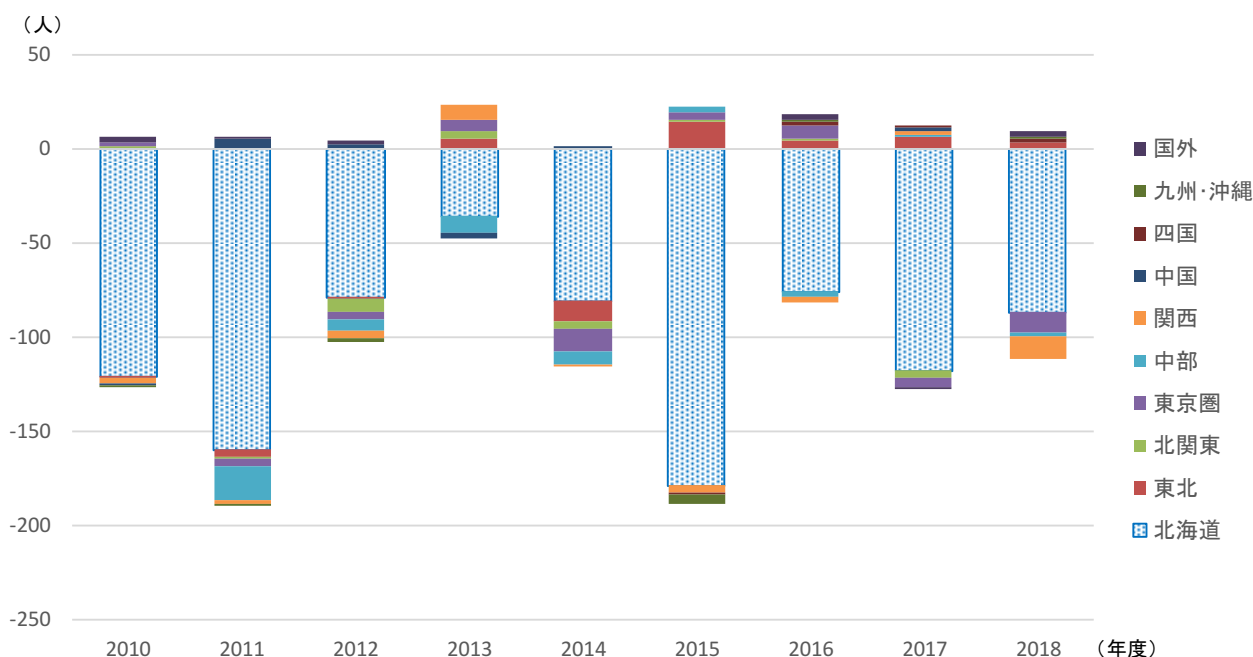
資料:住民基本台帳

(3) 地域間移動

転出先は一貫して道内志向が強く、ほとんどが道内へ転出しています。

地域別社会増減

(年度)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
北海道	-121	-160	-79	-36	-81	-179	-76	-118	-87
東北	-1	-4	-1	5	-11	14	4	6	3
北関東	1	-1	-7	4	-4	1	1	-4	0
東京圏	2	-4	-4	6	-12	4	7	-5	-11
中部	0	-18	-6	-9	-7	3	-3	1	-2
関西	-3	-2	-4	8	-1	-4	-3	2	-12
中国	-1	5	2	-3	1	0	0	2	0
四国	0	0	0	0	0	-1	2	1	2
九州・沖縄	-1	-1	-2	0	0	-5	1	0	1
国外	3	1	2	0	0	0	3	-1	3
総数	-121	-184	-99	-25	-115	-167	-64	-116	-103

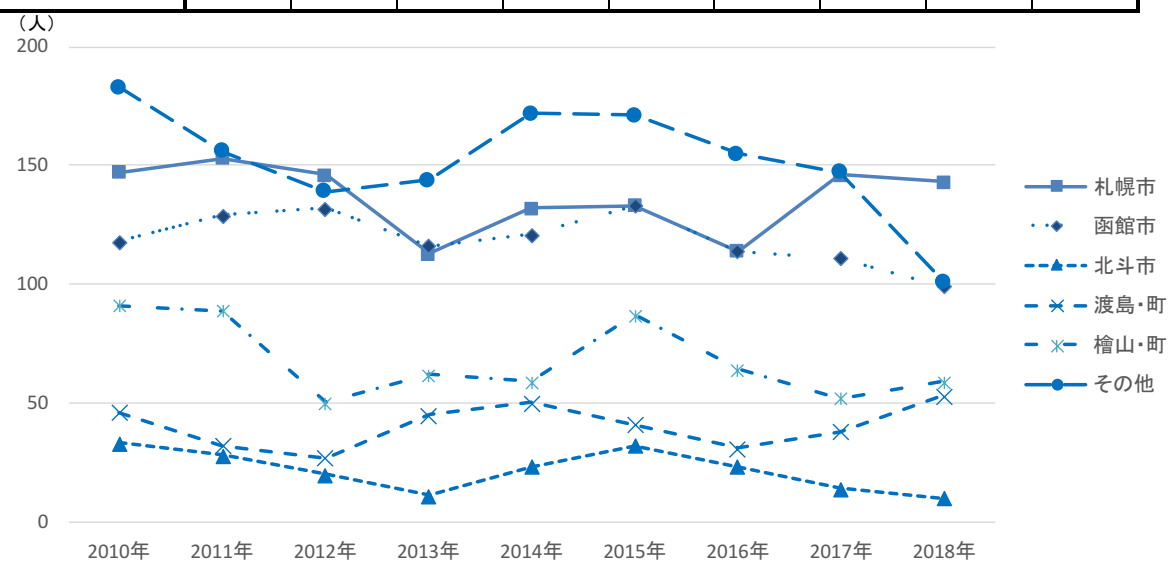


資料:住民基本台帳

道内の転出先としては、毎年度札幌市が最も多く、次いで函館市が多くなっています。

道内地域別転出数

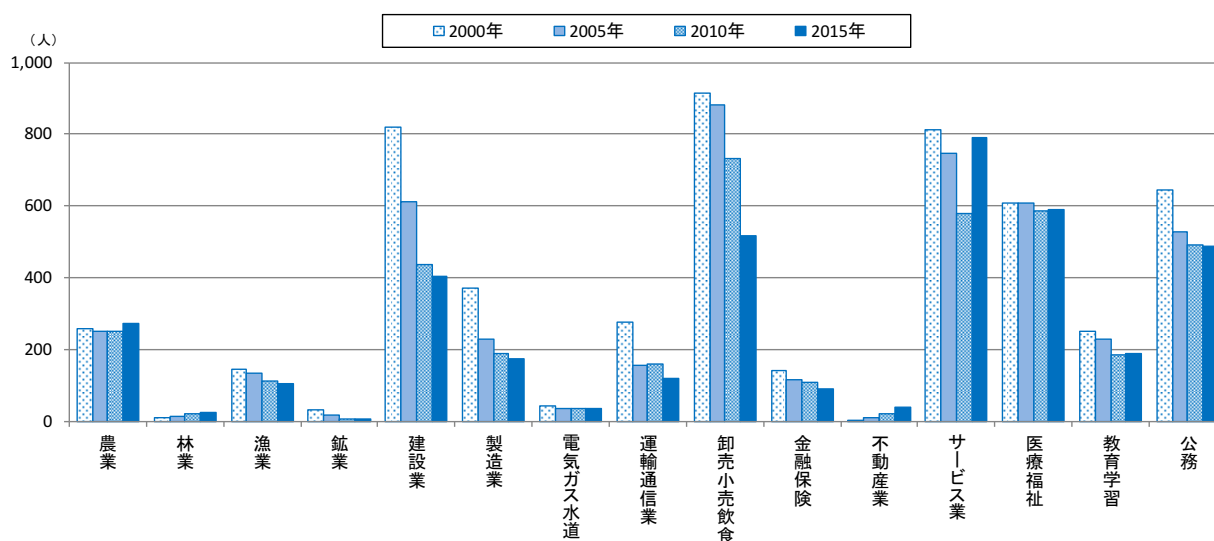
(年度)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
札幌市	147	153	146	113	132	133	114	146	143
函館市	118	129	132	116	121	133	114	111	99
北斗市	33	28	20	11	23	32	23	14	10
渡島・町	46	32	27	45	50	41	31	38	53
檜山・町	91	89	50	62	59	87	64	52	59
その他	183	156	139	144	172	171	155	147	101



(4) 産業への影響

人口減少の影響は産業構造にも影響を与えており、二次産業や卸売小売業の就労者が顕著に減少しています。

産業ごとの就業者数



資料:国勢調査

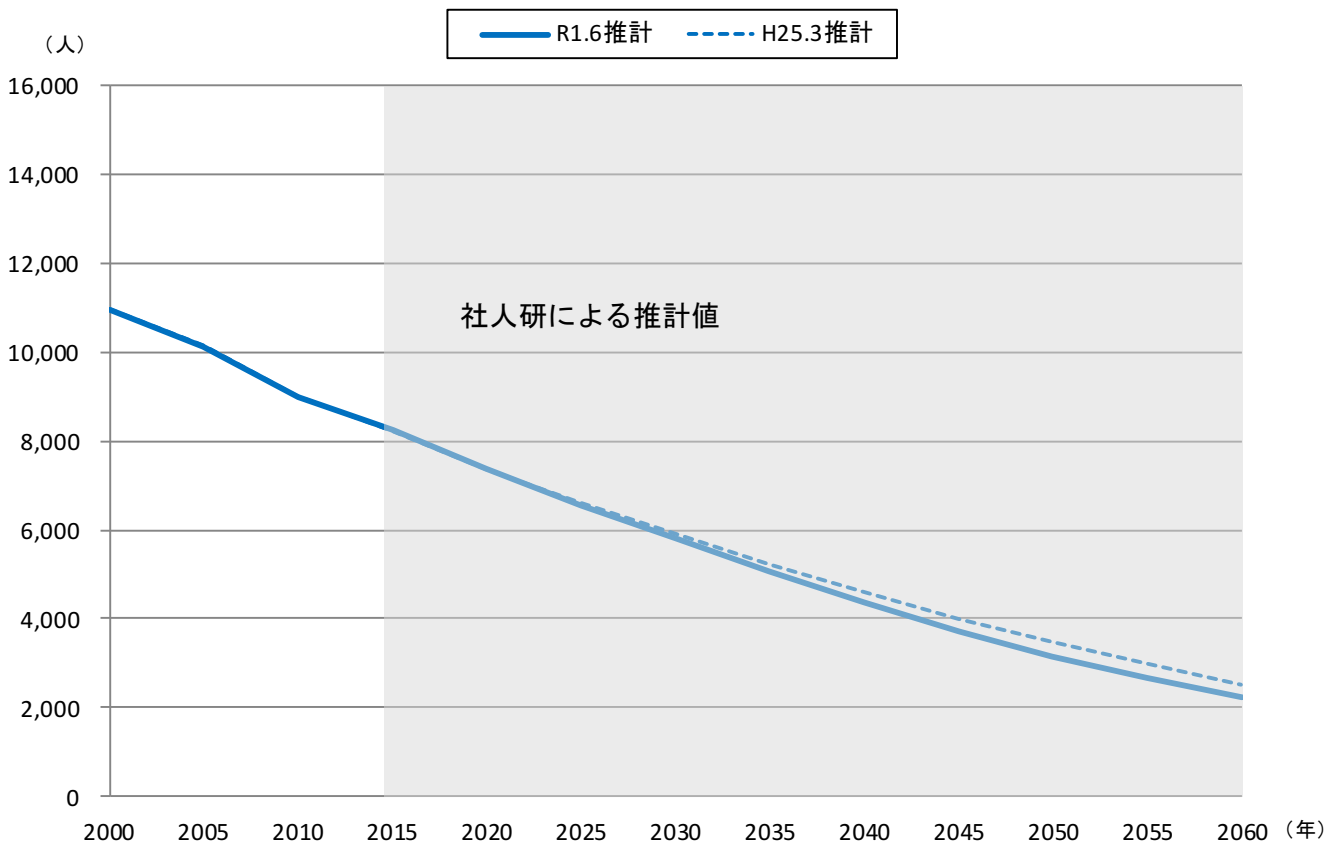
2. 目標設定の方針

(1) 推計の検証（総人口）

国立社会保障人口問題研究所(社人研)の手法(自然体推計)により、平成 22 年(2010)国勢調査までの値をもとにした推計(平成 25 年 3 月推計(第 1 期人口ビジョン策定時の推計))と、平成 27 年(2015)国勢調査までの値をもとにした推計(令和元年6月推計)を比較します。両者はほとんど変わらず、人口動向の傾向に大きな改善は見られません。

社人研推計の総人口比較

(年)	実績				推計								
	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (R37)	2060 (R42)
H25.3 推計 (人)	10,959	10,131	9,004	8,248	7,375	6,626	5,910	5,229	4,590	3,998	3,467	2,978	2,534
R1.6 推計 (人)	10,959	10,131	9,004	8,248	7,387	6,564	5,786	5,051	4,357	3,716	3,149	2,648	2,208

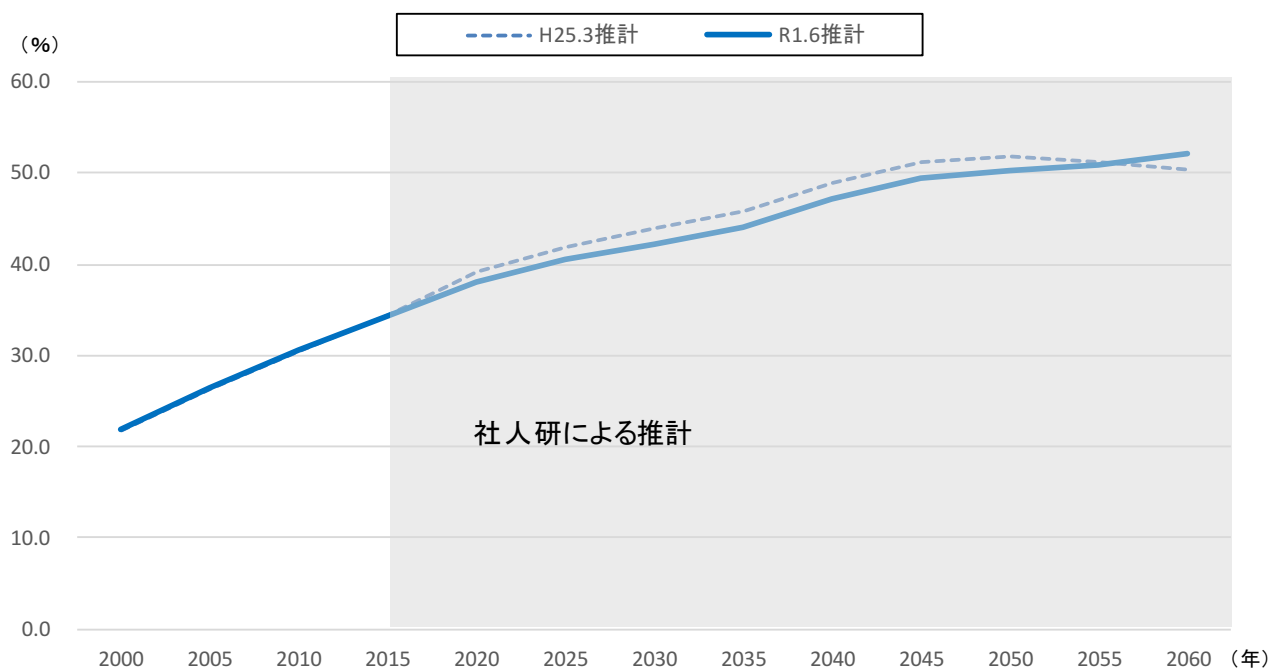


(2) 推計の検証（高齢化率）

同様に、社人研の手法で平成 25 年 3 月推計（第 1 期人口ビジョン策定時の推計）と令和元年 6 月推計の比較を、高齢化率に関して行くと、令和 2 年（2020 年）から令和 37 年（2055 年）の期間において、わずかに改善の可能性がみられます。最終年度である令和 42 年（2060 年）においては、高齢化率が上昇していますが、それまでの期間の 65 歳未満の人口が相対的に増加しています。

社人研推計の高齢化率比較

(年)	実績				推計								
	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (R37)	2060 (R42)
H25.3 推計 (人)	21.8	26.4	30.5	34.4	39.2	41.8	43.9	45.8	48.9	51.2	51.8	51.2	50.3
R1.6 推計 (人)	21.8	26.4	30.5	34.4	38.1	40.6	42.2	44.0	47.2	49.4	50.3	51.0	52.1



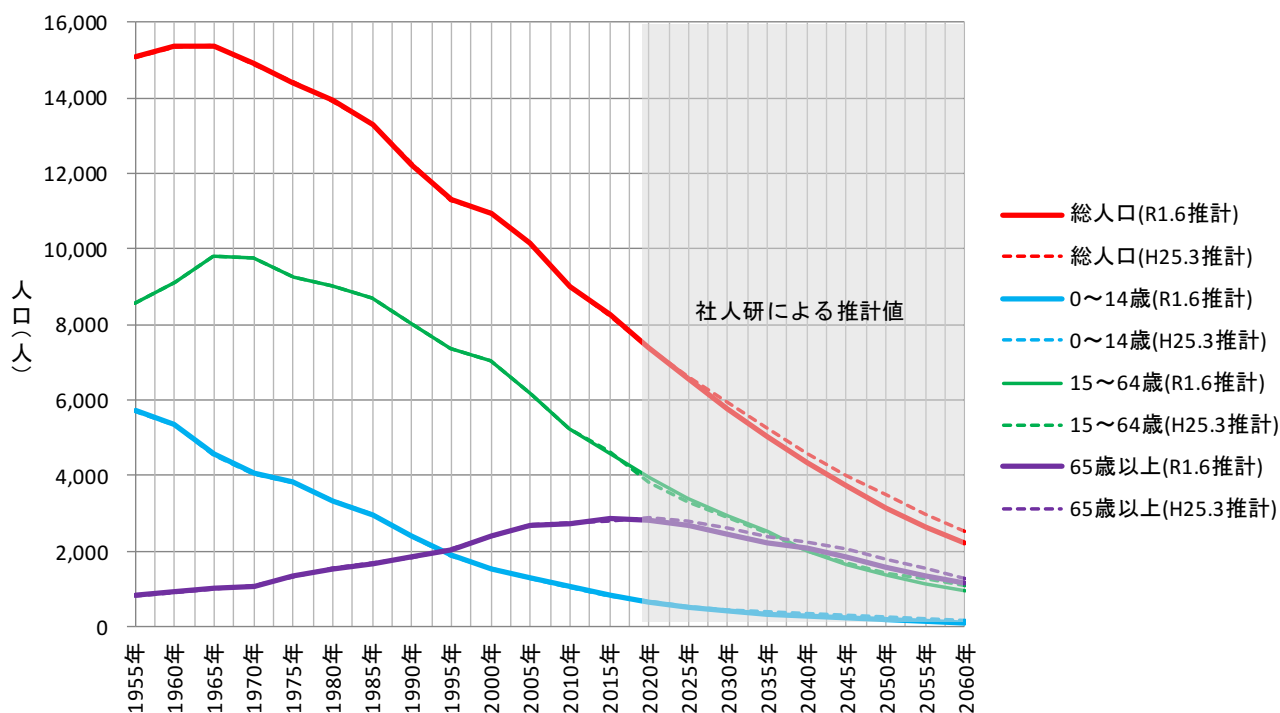
(3) 方針

第1期人口ビジョン方針

2060年の当町の高齢化率を、日本全体の高齢化率 39.9%と同等にすることで、持続可能な町となることを目指す。

当町が人口ビジョンに掲げた人口目標である「令和 42 年(2060)の高齢化率 39.9%」の達成は、依然として困難な状況ですが、当初(平成 25 年)の推計値と今回(令和元年)の推計値の違いはわずかであり、むしろ令和2年(2020)から令和 37 年(2055)の期間において、2%以下ではありますが高齢化率に改善がみられることから、一定の総合戦略の効果があったとも考えられます。当初の推計の状況よりも65歳未満の人口が相対的に多い期間が増えたということは、以前よりも地域の活力にわずかながらでも向上が期待できる状況になったともいえます。

今後もしごとづくりを中心とした総合戦略に継続して取り組むことから、本計画においては、第1期江差町人口ビジョン策定時の人口目標を目指すこととします。



3. 人口目標

当町が掲げる人口目標は、次のとおりとします。

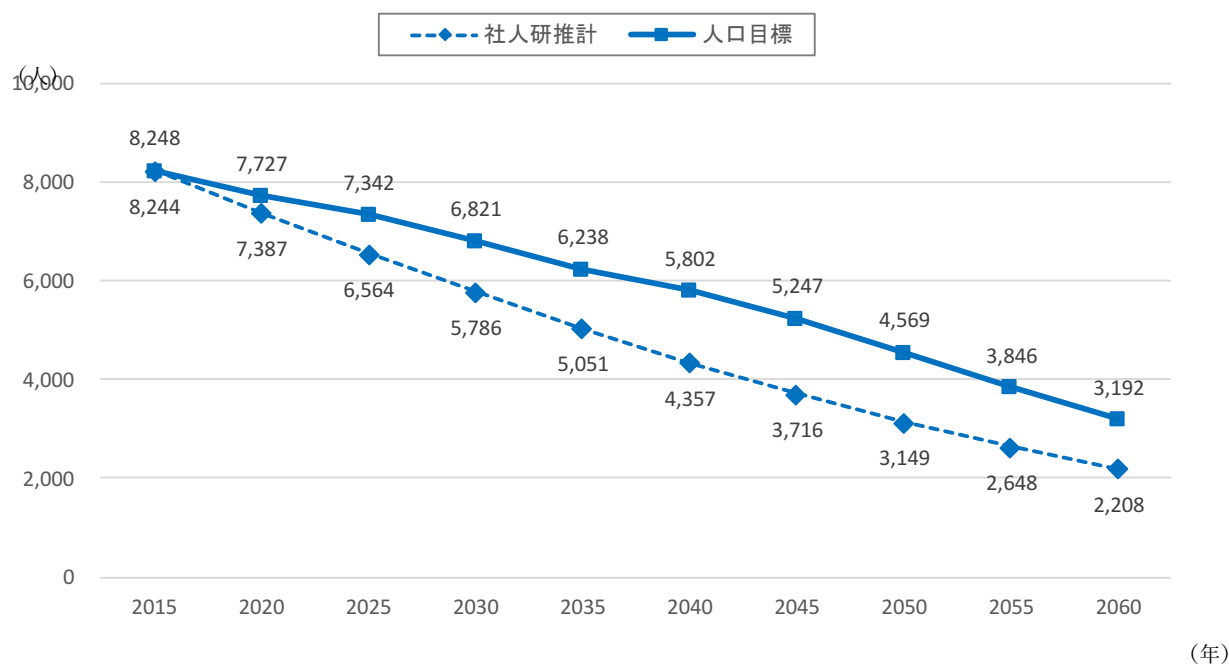
令和 42 年（2060）の高齢化率 39.9%

社人研推計によると、令和 42 年（2060）の江差町の高齢化率は 52.1%となっています。現状のまま推移すると、2人に1人が高齢者という事態となり、自力で地域を維持することが困難になることが予想されます。

その一方で、令和 42 年（2060）の日本全体の高齢化率は 39.9%と推計されており（H25.3 推計）、当町としては、日本全体と同等の高齢化率を目指すことで、持続可能なまちとすることを目指します。

社人研推計と人口目標

(年)	実績				推計								
	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (37)	2060 (R42)
社人研推計 (人)	10,959	10,131	9,004	8,248	7,387	6,564	5,786	5,051	4,357	3,716	3,149	2,648	2,208
総人口目標 (人)	10,959	10,131	9,004	8,248	7,791	7,297	6,749	6,175	5,653	5,082	4,459	3,814	3,192
高齢化率目標 (%)	21.8	26.4	30.5	34.4	34.5	35.2	35.9	36.6	37.2	37.9	38.6	39.3	39.9



4. 目標実現の方針

第1期人口ビジョン方針

「郷土愛が強く、当町に帰ってきたい若者」をメインターゲットとする。

しかし、2060 年に高齢化率 39.9%とするためには、毎年 60 人の生産年齢人口を獲得する必要がある。江差町出身の若者だけで見込めるは 30 人程度。そこで、サブターゲットも設定する。



メインターゲット

当町出身の若者(Uターン)

毎年 30 人

サブターゲット

当町出身以外の若者(J、I ターン)

毎年 30 人

本計画においても、江差町出身の若者をメインターゲット(Uターン)、江差町出身以外の若者 30 人をサブターゲット(J、I ターン)として、それぞれ毎年 30 人(年間合計 60 人)を当町に還流することで、当該目標の達成を目指します。

第3章 関連計画との整合

1. 総合戦略・都市計画マスタープラン等

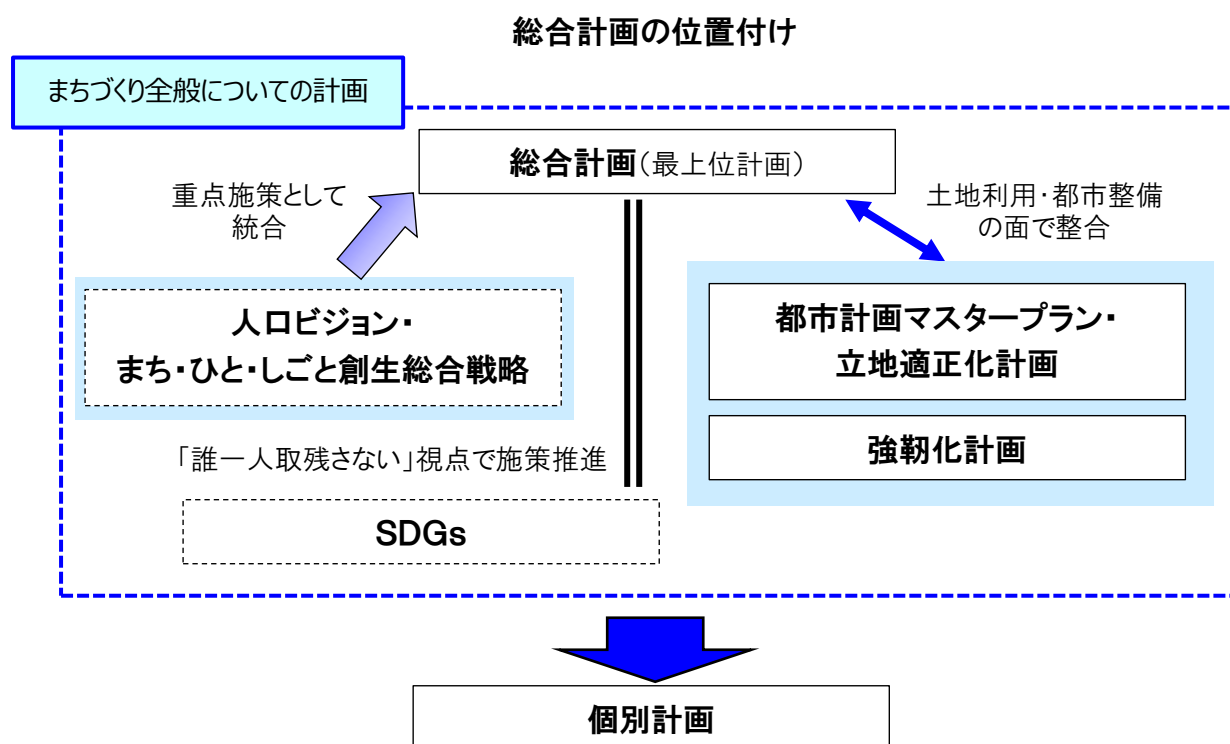
人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少対策・地域活性化を目的として、まちづくりにかかるすべての分野から横断連携的な視点で施策を位置づけており、総合計画の重点施策ともいうべきものです。

また、都市計画マスタープランは、土地利用における総合計画というべきものです。

近年の大規模災害の多発から、町民の安全・安心のために策定した江差町強靱化計画も、まちづくりにおいては重要な位置を占めます。

本計画の策定に当たり、人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略は本計画に統合することとし、効率的・効果的な進捗管理を図ります。また、都市計画マスタープラン・強靱化計画とは十分に整合をとり、当町として一体的な施策推進を図るものとします。推進にあたっては、IoTやAIを地域社会の課題解決のために導入を検討し、当町に適したSociety 5.0の実現を目指します。

加えて、本計画を推進することでSDGsの達成を図るため、SDGsの視点を各施策に盛り込むこととします。（詳細は次章）



2. 個別計画

当町の各分野で推進する個別計画についても、施策の方向性や指標設定において、本計画と整合性を取り、一体的な施策推進と進捗管理を行います。

第4章 SDGsとの調和

SDGsとは、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。わが国においては、平成29年(2017)12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」とされています。

本計画においても、施策展開の視点として、SDGsとの整合性を取るものとします。

SDGsそのものは、国際社会全体の開発目標であることから、SDGsの理念と当町の実情に合致する施策を推進することとします。

持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標



第6次江差町総合計画とSDGsの関係性

	<p>1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。すべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められます。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	<p>完成時、掲載(以下、この章において同じ。)</p>
	<p>2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメント(能力強化)を行う</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	

	<p>7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進したりする際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>8 包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>10 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>11 包括的で強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>包括的で、安全な強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>12 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	

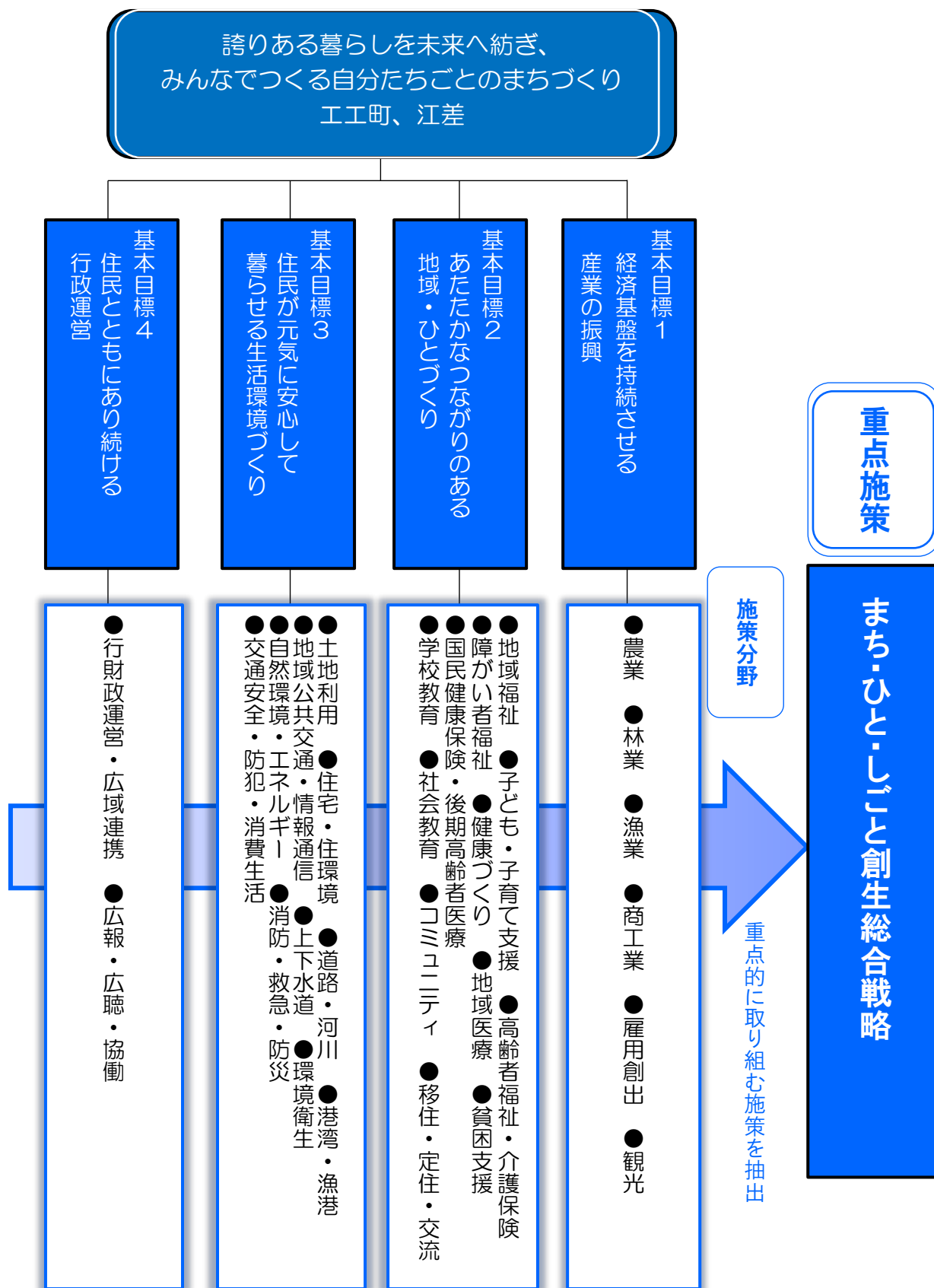
	<p>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、すでに多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、保存可能に利用する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	
	<p>17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>《自治体の役割》</p> <p>自治体は公的/民間セクター、住民、NGO/NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>
<p>対応する施策(ページ数)</p>	

資料:一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)」

表1. 2「SDGの17のゴールと自治体行政の関係」を一部編集して掲載したもの

第5章 施策の大綱

1. 施策体系



2. 個別計画との対応

それぞれの施策を具体的に推進する方策については、個別計画に位置付けられています。各施策の個別計画は次のとおりです。

基本目標	施策分野	個別計画名	計画期間
経済基盤を持続させる産業の振興	農業	人・農地プラン	H24～R1
		農業経営基盤強化促進基本構想	H28～R7
		農業農村整備事業管理計画	R2～R6
		江差町農業振興整備計画	S61～
	林業	江差町鳥獣被害防止計画	R2～R4
		江差町森林整備計画	H27～R6
		江差町森林経営計画	H30～R4
		江差町林業経営改善計画	H30～R5
		江差町特定間伐等促進計画	H25～R2
		江差町森林整備の水準に関する目標	R2～R10
	漁業	浜の活力再生プラン	H31～R5
		浜の活力再生広域プラン	H28～R2
	商工業	創業支援事業計画	H29～R3
	雇用創出	江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略	R2～R6
	観光	“古くて新しいまち江差”観光戦略書	H30～R9
	産業全般	江差町産業振興促進計画	R2～R6
あたたかなつながりのある地域・ひとづくり	地域福祉	江差町地域福祉計画	H29～R3
	子ども・子育て支援	江差町子ども・子育て支援事業計画 (江差町子どもの貧困対策推進計画)	R2～R6
	高齢者福祉・介護保険	江差町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	H30～R2
		江差町避難行動要支援者避難支援計画 (全体計画)	H29～
	障がい者福祉	江差町障がい福祉計画・障がい児福祉計画	H30～R2
	健康づくり	江差町健康増進計画	H28～R7
		江差町自殺対策計画	H30～R4
		江差町国民健康保険データヘルス計画	H30～R5
		江差町国民健康保険特定健診等実施計画	H30～R5
	貧困支援	江差町子ども・子育て支援事業計画 (江差町子どもの貧困対策推進計画)	H28～
			R2～R6
	学校教育	江差町教育大綱	H28～R2
		江差町教育推進計画	H28～R2
		江差町学校施設の長寿命化計画	R1～R40
	社会教育	江差町教育大綱	H28～R2
		江差町教育推進計画(江差町社会教育計画)	H28～R2

基本目標	施策分野	個別計画名	計画期間
		江差町子どもの読書活動推進計画	H30～R4
		江差町歴史文化基本構想	期間設定なし
	移住・定住	江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略	R2～R6
住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり	土地利用	江差町都市計画マスタープラン	R2～R21
		江差町立地適正化計画	R2～R21
	住宅・住環境	江差町公営住宅等長寿命化計画	H23～R2
	道路・河川	江差町橋梁長寿命化修繕計画	R1～R10
	港湾	江差港維持管理計画	H25～
		江差港長期構想計画	H14～R4
	上下水道	江差町水道事業再構築計画	H27～R8
		江差町公共下水道事業計画	H27～R2
	環境衛生	江差町分別収集計画	R2～R6
	消防・救急・防災	江差町地域防災計画	期間設定なし
		江差町強靱化計画(複数の施策分野に関連)	H30～
		江差町国民保護計画	期間設定なし
		江差町災害時備蓄計画	H30～R4
		江差町耐震改修促進計画	H22～
住民とともにあり続ける行政運営	行財政運営	江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略(江差町人口ビジョン)	R2～R6
		江差町過疎地域自立促進市町村計画	H28～R2
		江差町公共施設等総合管理計画	H28～
		江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画	R1～R5
		江差町定員管理計画	H30～R4
		江差町特定事業主行動計画	H28～R2
		江差町男女共同参画基本計画	H29～R3